6　第一項第三号の長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度のうち、第三項から前項までに掲げる膜材料等、膜面の定着部及びレール以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。

7　テント倉庫建築物の構造耐力上主要な部分に使用する膜材料等の許容応力度の基準強度は、次に定めるところによらなければならない。

一　第三項第一号に規定するテント倉庫用膜材料の各糸方向の基準強度は、その品質に応じて国土交通大臣が指定した数値とする。

二　第三項第一号に規定する膜材料の各糸方向の基準強度及び同項第二号に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第一基準強度は、平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第八によることとする。

4　テント倉庫建築物の構造耐力上主要な部分に使用する膜材料等の許容応力度の基準強度は、次に定めるところによらなければならない。

一　前項第一号に規定するテント倉庫用膜材料の各糸方向の基準強度は、その品質に応じて国土交通大臣が指定した数値とする。

二　前項第一号に規定する膜材料の各糸方向の基準強度は、平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第八によることとする。

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第三条　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）		
第一第十八号に掲げる建築材料	（略）	四　たて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力を測定できる方法によること。 イ～ニ　（略） ホ　膜構造用フィルムの伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ(2)に定める試験による伸び率二・五パーセント時の荷重及び伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。
	四　たて糸方向及びよこ糸方向（膜構造用フィルムにあっては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。）の引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の基準値が定められていること。	
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
（略）		
第一第十八号に掲げる建築材料	（略）	四　たて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力の測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力を測定できる方法によること。 イ～ニ　（略） ホ　膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ(2)に定める試験による伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。
	四　たて糸方向及びよこ糸方向（膜構造用フィルムにあっては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。）の引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力の基準値が定められていること。	
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。